

# 知多市新型インフルエンザ等 対策行動計画(案)

令和8年度～令和13年度

令和8年 月

知 多 市



市長挨拶掲載予定



## 目 次

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画	1
第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等	1
第1節 感染症危機を取り巻く状況	1
第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	2
第2章 新型インフルエンザ等対策行動計画の意義等	4
第1節 本市の取組の経緯	4
第2節 市行動計画の改定	7
第2部 新型インフルエンザ対策の実施に関する基本的な方針	8
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等	8
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	8
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	10
第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ	14
第4節 市における新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	18
第5節 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担	23
第2章 市行動計画における対策項目や横断的視点等	27
第1節 市行動計画の主な対策項目並びにその基本理念及び目標	27
第2節 複数の対策項目に共通する横断的な視点	32
第3節 市行動計画の実効性を確保するための取組	35
第3部 新型インフルエンザ等対策の各対応項目の考え方及び取組	37
第1章 実施体制	37
第1節 準備期	37
第2節 初動期	39
第3節 対応期	41
第2章 情報収集・分析、サーベイランス	44
第1節 準備期～対応期（通期）	44
第3章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	45
第1節 準備期	45

第2節	初動期	47
第3節	対応期	49
第4章	まん延防止	52
第1節	準備期	52
第2節	初動期	54
第3節	対応期	55
第5章	ワクチン	59
第1節	準備期	59
第2節	初動期	63
第3節	対応期	67
第6章	保健	70
第1節	準備期	70
第2節	初動期	72
第3節	対応期	73
第7章	物資	75
第1節	準備期～初動期	75
第2節	対応期	76
第8章	市民生活及び市民の社会経済活動の安定の確保	77
第1節	準備期	77
第2節	初動期	79
第3節	対応期	80

資料 用語集

## 第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画

### 第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

#### 第1節 感染症危機を取り巻く状況

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。

これまでも重症急性呼吸器症候群（SARS）やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには令和2年以降、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）が世界的な大流行（パンデミック）を引き起こす等、新興感染症等は国際的な脅威となっている。引き続き世界が新興感染症等の発生のおそれに直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要がある。

しかし、こうした新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能である。このため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要である。

また、パンデミックを引き起こす病原体として人獣共通感染症であるものも想定される。パンデミックを予防するためにも、「ワンヘルス」の考え方により、ヒトの病気等に注目するだけでなく、ヒト、動物及び環境の分野横断的な取組が求められる。ワンヘルス・アプローチ<sup>1</sup>の推進により、人獣共通感染症に対応することも重要な観点である。

このほか、既知の感染症であっても、特定の種類の抗微生物薬が効きにくくなる又は効かなくなる薬剤耐性（AMR）を獲得することにより、将来的な感染拡大によるリスクが増大するものもある。こうしたAMR対策の推進等、日頃からの着実な取組により、将来的な感染拡大によるリスクを軽減していく観点も重要である。

<sup>1</sup> 人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと。

## 第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。

さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性<sup>2</sup>の高さから社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらの感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性<sup>3</sup>が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置、緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等<sup>4</sup>は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものである。

<sup>2</sup> 「感染性」は、学術的には「病原体が対象に感染する能力とその程度」を指す用語であるが、本計画では分かりやすさの観点から、「病原体が対象に感染する能力とその程度及び感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」のことを指す言葉として用いている。なお、学術的には、「感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」を指す用語として「伝播性」が使用される。

<sup>3</sup> 「病原性」は、学術的には「病原体が病気を引き起こす性質」を指す用語であるが、本計画では分かりやすさの観点から、「病原体が病気を引き起こす性質及び病原体による病気の重篤度」を指す言葉として用いている。なお、学術的に「病気を引き起こす性質」と「病気の重篤度」を区別する必要がある場合は、「病気の重篤度」を指す用語として「毒力」が使用される。

<sup>4</sup> 特措法第2条第1号

具体的には、以下の3つの感染症である。

- 1 新型インフルエンザ等感染症<sup>5</sup>
- 2 指定感染症<sup>6</sup>（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- 3 新感染症<sup>7</sup>（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

---

<sup>5</sup> 感染症法第6条第7項

<sup>6</sup> 感染症法第6条第8項

<sup>7</sup> 感染症法第6条第9項

## 第2章 新型インフルエンザ等対策行動計画の意義等

### 第1節 本市の取組の経緯

平成21年2月に、国の新型インフルエンザ対策行動計画が、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成20年法律第30号）」の一部改正や科学的な知見の蓄積により、大幅に改定されたことから、平成21年5月に市長を本部長とする「知多市新型インフルエンザ対策本部」を設置するとともに、市における新型インフルエンザ対策の方針を示す「知多市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。

さらに、新型インフルエンザ発生時においても、市が必要な業務を維持できるようにするため、平成21年8月に、発生時の業務継続上の基本的事項を定めた「知多市新型インフルエンザ対策業務継続計画」を策定した。

平成21年4月に、新型インフルエンザ（A/H1N1）がメキシコで確認され、世界的大流行となり、日本でも発生後1年余りで約2千万人がり患したと推計されたが、入院患者数は約1.8万人、死亡者数は203人であり、死亡率は0.16（人口10万対）と、諸外国と比較して低い水準にとどまった。また、この対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等が得られた。国では、この新型インフルエンザの教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるため、平成24年4月に、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が制定されるに至った。

平成25年には、特措法第6条の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）が策定された。これを受けて、同法第7条の規定に基づき、愛知県（以下「県」という。）は、愛知県新型インフルエンザ等行動計画（以下「県行動計画」という。）を策定し、本市においても同法第8条に基づき、知多市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）を策定した。

令和元年12月末、中華人民共和国湖北省武漢市で原因不明の肺炎が集団発生し、令和2年1月には日本で初発の新型コロナウイルスの感染者が確認され、同月、県でも感染

者が確認された。

その後、同月には閣議決定による新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「政府新型コロナ対策本部」という。）が設置された。県では、愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「県新型コロナ対策本部」という。）が設置され、同年2月に、本市においても知多市新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「市新型コロナ対策本部」という。）を設置した。同年3月には、本市で初発となる新型コロナウイルスの感染者が確認された。その後、同月に特措法が改正され、新型コロナを特措法の適用対象とし、特措法に基づく政府新型コロナ対策本部の設置、県でも特措法に基づく県新型コロナ対策本部を設置、同年4月には特措法第32条第1項に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）が発出され、本市においても特措法に基づく市新型コロナ対策本部を設置した。

その後、国においては、医療提供体制の強化、予備費による緊急対応策や補正予算による対策、まん延防止等重点措置の創設等の特措法改正、変異株への対応、ワクチン接種の実施、行動制限の緩和等、ウイルスの特性や状況の変化に応じて、国家の危機管理として新型コロナ対応が行われた。

本市においても、緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置に基づく各種要請により感染拡大防止に努めた。

そして、国は、国内感染者の確認から3年余り経過した令和5年5月8日、新型コロナを感染症法上の5類感染症に位置付けることとし、同日に政府新型コロナ対策本部及び基本的対処方針を廃止した。それに伴い、特措法第25条に基づき、本市においても特措法に基づく対策本部を廃止した。

今般、3年超にわたって特措法に基づき新型コロナ対応が行われたが、この経験を通じて強く認識されたことは、感染症危機が、社会のあらゆる場面に影響し、国民の生命及び健康への大きな脅威であるだけでなく、経済や社会生活を始めとする国民生活の安定にも大きな脅威となるものであったこと、さらにはマスク着用や行動制限、テレワークの普及といった感染症対策が生活スタイルを変容させたことである。感染症危機の影響を受ける範囲についても、新型コロナ対応では、全ての国民が、様々な立場や場面で当事者として感染症危機と向き合うこととなった。この間の経験は、感染症によって引き起こされるパンデミックに対し、国家の危機管理

として社会全体で対応する必要があることを改めて浮き彫りにした。

そして、感染症危機は、決して新型コロナ対応で終わったわけではなく、次なる感染症危機は将来必ず到来するものであるため、平時からの備えが重要である。

## 第2節 市行動計画の改定

市行動計画の改定は、実際の感染症危機対応で把握された課題を踏まえ、次の感染症危機でより万全な対応を行うことを目指して対策の充実等を図るために行うものである。

本市においては、新型コロナ対応を振り返ると、

- 1 平時からの備え
- 2 変化する状況への柔軟かつ機動的な対応（ワクチン接種体制）
- 3 情報発信

が主な課題として挙げられる。

こうした新型コロナ対応の経験やその課題を踏まえ、次なる感染症危機対応を行うに当たっては、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた、感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会を目指すことが必要である。

こうした社会を目指すためには、

- 1 感染症危機に備えた全庁的な平時からの体制整備
- 2 市民生活及び社会経済活動への影響の軽減
- 3 基本的人権の尊重

の3つの目標を実現する必要がある。

これらの目標を実現できるよう、市行動計画を全面改定するものである。

### 【計画期間】

令和8年度から令和13年度までの6年間

## 第2部 新型インフルエンザ対策の実施に関する基本的な方針

### 第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

#### 第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国、県及び市内への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命及び健康並びに市民生活及び社会経済活動にも大きな影響を与えかねない。新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を本市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある<sup>8</sup>。

- 1 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
  - (1) 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
  - (2) 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにし、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
  - (3) 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- 2 市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。
  - (1) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
  - (2) 市民生活及び社会経済活動の安定を確保する。
  - (3) 地域での感染対策等により、病欠者等の数を減らす。
  - (4) 業務継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び社

---

<sup>8</sup> 特措法第1条

会経済活動の安定に寄与する業務の維持に努める。

## 第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザ等のパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。市行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

県内では、国際空港、新幹線、各種高速道路等の交通網が発達していることから、海外で新型インフルエンザ等が発生した場合、日本への侵入が本県から起こることも十分にあり得ると考えられる。また、本市においては、市外に通勤・通学している者が多いベッドタウンの性格が強いことから、短時間で市内に伝播することが予想される。

このため、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すことが重要であり、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が終息するまでの状況に応じて、政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、図表1のとおり、一連の流れを持った戦略を確立する（具体的な対策については、第3部の「新型インフルエンザ等対策の各対応項目の考え方及び取組」において記載する。）。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性<sup>9</sup>等）、流行の状況、地域の実情、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び社会経済活動に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチ

<sup>9</sup> 薬剤感受性とは、感染症の治療に有効な抗微生物薬に対する感受性（有効性又は抵抗性）をいう。

ンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせて総合的に行うことが必要である。

特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市町村及び指定地方公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民等一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケット等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要である。

図表 1 時期に応じた戦略

時期		戦略
準備期	発生前の段階	水際対策の実施体制の構築、地域における医療提供体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、市民等に対する啓発や業務継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行う。
初期	国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階	直ちに初動対応の体制に切り替える。 新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が海外で発生した場合は、病原体の国、県及び市内への侵入を完全に防ぐことは困難であるということをも前提とした対策を行う。
対応期	県内・市内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期	病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。 なお、国内外の発生当初等の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図る等の見直しを行う。

<p>対 応 期</p>	<p>県内・市内で感染が 拡大し、病原体の性 状等に応じて対応す る時期</p>	<p>国、県等と連携し、市民生活及び社会経済活動の維持のために最大限の努力を行う必要がある。また、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め様々な事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ想定したとおりにいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。また、地域の実情等に応じて、新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）と県が実施する協議の結果を踏まえ、柔軟に対策を講ずることができるようにし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるよう配慮や工夫を行う。</p>
	<p>ワクチンや治療薬等 により対応力が高ま る時期</p>	<p>科学的知見の集積、医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。</p>
	<p>流行状況が収束<sup>10</sup>し、 特措法によらない基 本的な感染症対策に 移行する時期</p>	<p>新型インフルエンザ等発生前における通常の医療提供体制への段階的な移行や感染対策の見直し等を行う。 なお、見直し等に伴い留意すべき点について、市民等に対し、丁寧に情報提供・共有を行う。</p>

<sup>10</sup> 患者が国内で発生しているが、特措法に基づく対策を必要としない流行状況にあること。

### 第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

#### 1 有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザ等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、以下の(1)から(4)までの考え方を踏まえて、有事のシナリオを想定する。

- (1) 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。
- (2) 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- (3) 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。
- (4) 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定とする。

また、有事のシナリオの想定に当たっては、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）のリスク評価の大括りの分類を設け、それぞれのケースにおける対応の典型的な考え方を示す<sup>11</sup>。その上で、柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替えについては第3部の「新型インフルエンザ等対策の各対応項目の考え方及び取組」の部分で具体的な対策内容の記載を行う。

新型インフルエンザ等対策の各対応項目については、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）に大きく分けた構成とする。

#### 2 感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）

具体的には、前述の有事のシナリオの考え方も踏まえ、感染症の特徴、感染症

---

<sup>11</sup> リスク評価の大括りの分類とそれぞれのケースにおける対応について、例として、まん延防止であれば、第3部第4章第3節の記載を参照。

危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期を、対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう図表2のように区分し、有事のシナリオを想定する。時期ごとの対応の特徴も踏まえ、感染症危機対応を行う。

図表2に示す初動期から対応期までの時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、第3部の「新型インフルエンザ等対策の各対応項目の考え方及び取組」の部分において、それぞれの時期に必要な対策の選択肢を定める。

特に対応期の「病原体の性状等に応じて対応する時期」（C-1）においては、病原性や感染性等の観点からリスク評価の大括りの分類を行った上で、それぞれの分類に応じ各対策項目の具体的な内容を定める。また、病原性や感染性等の観点からのリスク評価の大括りの分類に応じた対策を定めるに当たっては、複数の感染の対応や対策の長期化、病原性や感染性の変化の可能性を考慮する。

また、対応期の「ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期」（C-2）については、ワクチンや治療薬の有無や開発の状況等によっては、こうした時期が到来せずに、対応期の「特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」（D）を迎えることも想定される。

さらに、感染や重症化しやすいグループが特に子どもや若者、高齢者の場合に必要な措置等については、社会や医療提供体制等に与える影響が異なることから、準備や介入の在り方も変化することに留意しつつ対策を定める。

図表2 初動期及び対応期の有事のシナリオ

時期		有事のシナリオ
初動期	初動期（A）	感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。
対応期	封じ込めを念頭に対応する時期（B）	政府対策本部の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンデミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意）。
	病原体の性状等に応じて対応する時期（C-1）	感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。
	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期（C-2）	ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮）。

対 応 期	特措法によらな い基本的な感染 症対策に移行す る時期（D）	最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。
-------------	---	--

## 第4節 市における新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

市は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、市行動計画又は業務継続計画に基づき、国、県等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

### 1 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、以下の(1)から(5)までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

#### (1) 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

#### (2) 初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が国内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後、速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

#### (3) 関係者や市民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や市民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

#### (4) 医療提供体制及びリスクコミュニケーション等の備え

感染症法や医療法等の制度改正による医療提供体制等の平時からの備えの充実を始め、有事の際の速やかな対応が可能となるよう、リスクコミュニケーション等について平時からの取組を進める。

(5) 情報の有効活用、国及び県との連携等のためのDXの推進や人材育成等

医療関連情報の有効活用、国及び県との連携の円滑化等を図るためのDXの推進のほか、人材育成、国及び県との連携等の複数の対策項目に共通する横断的な視点を念頭に取組を進める。

2 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により市民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、以下の(1)から(5)までの取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護並びに市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

(1) 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮する。可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時からこうしたデータの収集の仕組みや適時適切なリスク評価の仕組みを構築する。

(2) 医療提供体制と市民生活及び社会経済活動への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には医療提供体制の速やかな拡充を図りつつ、医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。リスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。その際、影響を受ける市民等を含め、市民生活や社会経済等に与える影響にも十分留意する。

(3) 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。あわせて、対策の切替えの判断の指標や考慮要素について可能な範囲で事前に定

める。

(4) 対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに対策内容を記載し、必要に応じて個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示す。

(5) 市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、市民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場を始め様々な場面を活用して普及し、子どもを含め様々な年代の市民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。また、高齢者施設や障がい者施設等にて集団生活を送る市民、援助者に対しても、適切な判断や行動ができるよう、平時より情報提供が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促せるようにする。特に国及び県からまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策が発出された場合には、対策の影響を受ける市民等の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

3 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、市民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする<sup>12</sup>。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する<sup>ひぼう</sup>誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはなら

---

<sup>12</sup> 特措法第5条

ないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

#### 4 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症や指定感染症、新感染症が発生したとしても、病原性の程度やワクチン、治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

#### 5 関係機関相互の連携協力の確保

知多市新型インフルエンザ等対策本部<sup>13</sup>、（以下「市対策本部」という。）は、政府対策本部及び愛知県新型インフルエンザ等対策本部<sup>14</sup>（以下「県対策本部」）と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市は、特に必要があると認めるときは、県に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する<sup>15</sup>。

#### 6 感染症危機下の災害対応

市は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を進め、避難所施設の確保等を進めることや、自宅療養者等の避

---

<sup>13</sup> 特措法第34条

<sup>14</sup> 特措法第22条

<sup>15</sup> 特措法第36条第2項

難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、国及び県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

## 7 記録の作成や保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

## 第5節 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

### 1 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する<sup>16</sup>。また、国はWHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努める<sup>17</sup>とともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める<sup>18</sup>。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議<sup>19</sup>（以下「閣僚会議」という。）及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議<sup>20</sup>の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、新型インフルエンザ等対策推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

<sup>16</sup> 特措法第3条第1項

<sup>17</sup> 特措法第3条第2項

<sup>18</sup> 特措法第3条第3項

<sup>19</sup> 「新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について」（平成23年9月20日閣議口頭了解）に基づき開催。

<sup>20</sup> 「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の設置について」（平成16年3月2日関係省庁申合せ）に基づき開催。

## 2 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する<sup>21</sup>。

### (1) 県の役割

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

こうした取組においては、県は、保健所を設置する市（以下「保健所設置市」という。）、感染症指定医療機関<sup>22</sup>等で構成される愛知県感染症対策連携協議会（以下「連携協議会」という。）<sup>23</sup>等を通じ、予防計画や医療計画等について協議を行うことが重要である。また、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCAサイクルに基づき改善を図る。

### (2) 市の役割

市は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に關し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。

---

<sup>21</sup> 特措法第3条第4項

<sup>22</sup> 感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、本行動計画上では「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものとする。

<sup>23</sup> 感染症法第10条の2

このため、市では、平時から関係機関と連携体制を構築し、有事の際に円滑な情報伝達・協力体制の調整を行い、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能な体制を整備する。また、対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と密接な連携を図る。

### 3 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

### 4 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき<sup>24</sup>、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

### 5 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

---

<sup>24</sup> 特措法第3条第5項

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める<sup>25</sup>。

## 6 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる<sup>26</sup>ため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

## 7 市民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める<sup>27</sup>。

---

<sup>25</sup> 特措法第4条第3項

<sup>26</sup> 特措法第4条第1項及び第2項

<sup>27</sup> 特措法第4条第1項

## 第2章 市行動計画における対策項目や横断的視点等

### 第1節 市行動計画の主な対策項目並びにその基本理念及び目標

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、以下の8項目を市行動計画の主な対策項目とする。

- 1 実施体制
- 2 情報収集・分析、サーベイランス
- 3 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- 4 まん延防止
- 5 ワクチン
- 6 保健
- 7 物資
- 8 市民生活及び社会経済活動の安定の確保

これら8項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現に当たって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、以下に示す1から8までのそれぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要である。

## 1 実施体制

感染症危機は市民の生命及び健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあることから、国、地方公共団体、事業者が相互に連携を図り、国全体の危機管理の問題として取り組み、実効的な対策を講じていくことが重要である。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集・分析とリスク評価を行い、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。

## 2 情報収集・分析、サーベイランス

新型インフルエンザ等の感染拡大防止並びに市民生活及び社会経済活動との両立を達成するためには、感染症に関する正確かつ迅速な情報の収集・分析及びリスク評価を行うことが重要である。このため、市は、平時から国及び県と連携し、感染症や医療提供体制等に関する情報の整理・把握に努めるとともに、有事に備えた情報共有体制の整備を進める。

新型インフルエンザ等の発生時には、県が実施する感染症サーベイランスに協力し、感染状況の的確な把握に資する情報提供を行い、感染症対策の強化又は緩和の判断につなげられるようにする。

## 3 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜<sup>さくそう</sup>しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効率的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、市民、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるように

することが重要である。

このため、市は、平時から、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

#### 4 まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活及び社会経済活動への影響を最小化することを目的とする。適切な医療の提供等とあわせて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることが重要である。特に有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。

一方で、特措法第5条において、国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報や、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行うことが重要である。

#### 5 ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。そのため、医療機関や事業者等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要がある。

新型インフルエンザ等の発生時には、国は、日本における開発・生産はもとよ

り、外国からの輸入、外国で開発された製品の国内生産等の全ての手段を通じて、安全で有効なワクチンの迅速な供給を行うとともに、接種に当たっても、事前の計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行う。

パンデミックが発生した際には、国の責任の下、市は、県等の関係機関と連携し、可能な限り速やかにワクチンの接種を行う。ワクチンの接種には、一般に、発症や重症化の予防等の効果がある一方、不可避免的に生ずる予防接種の副反応による健康被害のリスクが存在する。このため、ワクチン接種の実施に当たっては、予防接種の有効性及び副反応による健康被害のリスクについて、利用可能な疫学情報を含めた科学的根拠を基に市民へ周知する必要がある。また、市は、予防接種後の健康被害に対する相談及び申請窓口を設け、市民が安心してワクチンを接種できるよう体制を整える。

## 6 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なり、市は、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、市民の生命及び健康を保護する必要がある。その際、市民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

また、市は県の指示等に基づき、まん延防止に向け、対策を講ずる必要がある。

## 7 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の円滑な実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、感染症対策物資等が医療機関を始めとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要である。

平時から医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等を推進するとともに、感染症対策物資等の需給状況を把握し、必要な体制を整備する。

## 8 市民生活及び社会経済活動の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、市は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や市民等に必要な準備を行うことを勧奨する。

新型インフルエンザ等の発生時には、市は、市民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。また、事業者や市民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

## 第2節 複数の対策項目に共通する横断的な視点

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、以下の1から3までの視点は、複数の対策項目に共通して考慮すべき事項である。

- 1 人材育成
- 2 国及び県との連携
- 3 DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

### 1 人材育成

感染症危機管理の対応能力を向上させるためには、平時から、中長期的な視野に立って感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行うことが不可欠である。

その際には、特に専門性の高い人材の育成を進めるとともに、多くの人が感染症危機管理に携わる可能性があることも踏まえて、より幅広い人材を対象とした訓練や研修等を通じ人材育成を行い、感染症危機対応を行う人材の裾野を広げる取組を行うことが重要である。

また、将来の感染症危機において地域の対策のリーダーシップをとることができる人材を確保することも重要である。

特に感染症対策に関して専門的な知見を有し、情報収集や対応策の検討を担い、さらには感染症対策の現場においても活躍できる人材を育成し、確保することは極めて重要である。

このため、リスクコミュニケーションを含め、感染症対応業務に関する研修及び訓練の実施や新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のための研修や訓練等の取組、日頃からの感染症対応部門と危機管理部門との連携や連動等が求められる。

また、新型コロナ対応の経験を有する者の知見を、他の職員にも共有する機会を設け、できる限り幅広い体制で新型インフルエンザ等に対応できるように備えることも重要である。災害対策等における全庁体制等の近接領域でのノウハウや知見の活用も行いながら、必要な研修及び訓練や人材育成を進めることにも取り

組むことが求められる。

## 2 国及び県との連携

新型インフルエンザ等の対応に当たって、県及び市の役割は極めて重要である。国、県及び市との適切な役割分担の下、国が基本的な方針を定め、それを基に、県は感染症法や特措法等に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担い、感染拡大防止や医療提供体制の確保を始めとした多岐にわたる対策の実施を地域の実情に応じて行う。また、市は住民に最も近い行政単位として予防接種や市民の生活支援等の役割を担う。

新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするためには、国及び県との連携体制を平時から整えておくことが不可欠である。

市は、新型インフルエンザ等の発生の初期段階からの迅速な対応を可能にするために、新型インフルエンザ等に関するデータや情報の円滑な収集や共有・分析等が求められる。このため、平時から国及び県との連携体制やネットワークの構築に努める。

また、市は、新型インフルエンザ等の発生時に市民、事業者、関係機関等に対して適切な情報提供・共有を行うに当たり、国が中心となり検討する情報提供・共有等の方法等の工夫について、県と連携して取り組む。

国の新型インフルエンザ等対策の立案及び実施に当たっては、地域の実情に沿った施策を行うため、平時から国及び県との意見交換を進めることが重要である。また、国及び県と共同して訓練等を行い、連携体制を不断に確認及び改善していくことが重要である。

## 3 DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

近年取組が進みつつあるDXは、迅速な新型インフルエンザ等の発生状況等の把握や関係者間でのリアルタイムな情報共有を可能とし、業務負担の軽減や関係者の連携強化が期待できるほか、研究開発への利用等のデータの利活用の促進により新型インフルエンザ等への対応能力の向上に大きな可能性を持っている。

国は、新型コロナ対応を踏まえ、新型インフルエンザ等の感染症危機管理の対

応能力を向上させていくことを目指し、医療DXを含め、感染症危機対応に備えたDXを推進している。その取組として、接種対象者の特定や接種記録の管理等の予防接種事務のデジタル化及び標準化による全国ネットワークの構築、電子カルテ情報の標準化等を進めるとともに、国と地方公共団体、各地方公共団体間、行政機関と医療機関等との間の情報収集・共有、分析の基盤が整備されることが重要であると考えている。本市においても、DX推進に必要となる、人材の育成やデータ管理の在り方の検討を進めるとともに、収集された情報の利活用の促進に向けた課題の整理や検討を進める。

### 第3節 市行動計画の実効性を確保するための取組

#### 1 EBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）の考え方に基づく政策の推進

市行動計画等の実効性を確保して、新型インフルエンザ等への対応をより万全なものとするためには、新型インフルエンザ等対策の各取組について、できる限り具体的かつ計画的なものとするのが重要である。

感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えに当たっての対応時はもとより、平時から有事までを通じて、政策効果の測定に重要な関連を持つ情報や統計等のデータを活用するEBPMの考え方に基づいて政策を実施する。その前提として、適切なデータの収集とその分析ができる体制が重要である。

#### 2 新型インフルエンザ等への備えの機運の維持

市行動計画は新型インフルエンザ等への平時の備えをより万全なものにするための手段であり、市行動計画が改定された後も、継続して備えの体制を維持及び向上させていくことが不可欠である。

新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予測ができず、いつ起きてもおかしくないものである。このため、自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取組を継続的に行うことが重要である。

新型コロナ対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運の維持を図る。

#### 3 実践的な訓練の実施

訓練の実施により、平時の備えについて不断の点検や改善につなげていくことが極めて重要である。市は、訓練の実施やそれに基づく点検や改善が関係機関で継続的に取り組まれるよう、働き掛けを行う。

#### 4 定期的なフォローアップと必要な見直し

県は、定期的なフォローアップを通じた取組の改善等に加え、国内外の新興感染症等の発生の状況やそれらへの対応状況、予防計画や医療計画を始めとする新型インフルエンザ等への対応に関連する諸制度の見直し状況等も踏まえ、おおむね6年ごとに県行動計画の改定について、必要な検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとしている。

市は、県行動計画の改定を踏まえて、新型インフルエンザ等への備えを万全なものとするために、必要に応じて市行動計画の見直しを行う。

なお、上記の期間にかかわらず、新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理の実際の対応が行われ、その対応経験を基に県行動計画等が見直された場合は、必要に応じ、市行動計画等を見直しを行う。

### 第3部 新型インフルエンザ等対策の各対応項目の考え方及び取組

#### 第1章 実施体制

##### 第1節 準備期

#### 1 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、関係機関が連携して取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

#### 2 所要の対応

##### (1) 実践的な訓練の実施

市は、政府行動計画、県行動計画及び市行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

＜健康推進課＞

##### (2) 行動計画等の作成や体制整備・強化

ア 市は、市行動計画を作成し、必要に応じて変更する。また、市は、行動計画を作成又は内容を変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く<sup>28</sup>。

＜健康推進課＞

イ 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続

<sup>28</sup> 特措法第8条第7項及び第8項

を図るため、業務継続計画を作成し、県等の業務継続計画との整合性に配慮しながら必要に応じて変更する。

＜防災危機管理課、全課＞

ウ 市は、全庁的な新型インフルエンザ等の対策を推進する場合又は県が対策本部を設置した場合、速やかに知多市新型インフルエンザ等対策庁内連絡会議（以下「市対策庁内連絡会議」という。）又は市対策本部（任意設置を含む。）を設置できるよう、あらかじめ体制を整備しておく。

＜健康推進課＞

エ 市は、国、国立健康危機管理研究機構、県等による研修を活用し、新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者や行政職員等の養成等を行う。

＜職員課、健康推進課＞

### (3) 関係機関との連携体制の構築

ア 市は、県及び指定地方公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有・連携体制の確認及び訓練を実施するとともに、関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。

＜健康推進課、関係課＞

イ 市は、特定新型インフルエンザ等対策（特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策をいう。以下同じ。）の代行や応援の具体的な運用方法について、県と事前に調整し、着実な準備を進める。

＜関係課＞

## 第2節 初動期

### 1 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、危機管理として事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、市は、準備期における検討等に基づき、必要に応じて市対策庁内連絡会議を開催し、市及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

### 2 所要の対応

#### (1) 新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置

ア 市は、国内外で新型インフルエンザ等の発生の疑いがある場合かつ全庁的な対策を推進する必要が生じた場合は、市対策庁内連絡会議を設置し、情報の共有を行う。

＜健康推進課、関係課＞

イ 市は、事態に応じ、速やかに市対策庁内連絡会議を開催し、情報の集約、共有及び分析を行い、市の初動対処方針について協議し、決定する。

＜健康推進課、関係課＞

#### (2) 国内で新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

政府対策本部及び県対策本部が設置された場合、市は、速やかに特措法に基づかない任意の市対策本部を設置し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。

＜健康推進課＞

ア 市は、必要に応じて、第1節（準備期）2(2)イを踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

<全課>

イ 市は、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザとおおむね同程度以下と認められる新型インフルエンザ等が発生したと国が判断した場合には、感染症法等に基づく基本的な感染症対策を実施する。

<全課>

### (3) 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、機動的かつ効果的な対策の実施を可能とするため、国からの財政支援<sup>29</sup>を有効に活用することを視野に入れるとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行する<sup>30</sup>ことを検討し、所要の準備を行う。

<財政課、関係課>

---

<sup>29</sup> 特措法第70条第1項及び第2項

<sup>30</sup> 特措法第70条の2第1項。なお、保健所設置市等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能。

### 第3節 対応期

#### 1 目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、市及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要である。

感染症危機の状況並びに市民生活及び社会経済活動の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

#### 2 所要の対応

##### (1) 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部及び県対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

##### ア 対策の実施体制

(ア) 市は、県と連携し、市内の感染状況について情報を把握する体制を整備した上で、収集した情報とリスク評価を踏まえて、地域の実情に応じた適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。

＜健康推進課＞

(イ) 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講ずる。また、直接感染者に関わる市職員への危険手当について、感染症の特徴、病原体の性状及び国や県の動向を踏まえて検討する。

＜職員課、関係課＞

イ 職員の派遣・応援の対応

(ア) 市は、新型インフルエンザ等のまん延により、全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行<sup>31</sup>を要請する。

<全課>

(イ) 市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施する必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める<sup>32</sup>。

<全課>

ウ 必要な財政上の措置

市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保<sup>33</sup>し、必要な対策を実施する。

<財政課、関係課>

(2) まん延防止等重点措置及び緊急事態措置について

ア まん延防止等重点措置

市は、業務継続計画に基づき、市内におけるまん延防止を図る。また、国及び県のまん延防止対策の方針に基づき、対策を講ずる。なお、実施に係る考え方等については、第4章（「まん延防止」）の記載を参照する。

<全課>

イ 緊急事態措置

市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに特措法に基づく市対策本部を設置する<sup>34</sup>。市内に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要

<sup>31</sup> 特措法第26条の2第1項

<sup>32</sup> 特措法第26条の3第2項及び第26条の4

<sup>33</sup> 特措法第70条の2第1項。なお、保健所設置市等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能。

<sup>34</sup> 特措法第34条第1項。なお、特措法第37条の規定により読み替えて準用する特措法第25条の規定により、市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言が行われたときは、遅滞なく市対策本部を廃止するとされている。

があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う<sup>35</sup>。

<健康推進課>

(3) 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

市対策本部の廃止

市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する<sup>36</sup>。

<健康推進課>

---

<sup>35</sup> 特措法第36条第1項

<sup>36</sup> 特措法第37条の規定により読み替えて準用する特措法第25条

## 第2章 情報収集・分析、サーベイランス

### 第1節 準備期～対応期（通期）

#### 1 目的

新型インフルエンザ等の発生時において、感染拡大の動向やその影響を的確に把握することは、市における迅速かつ適切な対応を講ずる上で極めて重要である。

市は、保健所設置市ではないため、平時から県と連携を図り、県が実施する感染症サーベイランス等の感染症に関する情報の収集体制を整備するとともに、発生時にはそれらの情報を基に分析・評価を行い、必要な対策へ反映する必要がある。

#### 2 所要の対応

##### (1) 情報の収集・分析体制の整備

市は、平時から国及び県から提供される感染症や医療提供体制に関する情報を適切に収集する体制を整備する。新型インフルエンザ等の発生時には、提供された情報をもとに、感染状況やその影響の分析及びリスク評価を行い、市の対策に的確に反映させる。

<健康推進課>

##### (2) 県が実施するサーベイランスに基づく体制の整備

市は、感染症の発生動向を迅速かつ的確に把握するため、平時から県が実施する感染症サーベイランスの情報収集・分析を行う体制を整備する。発生時には、県が実施する感染症サーベイランスに基づき、感染拡大防止と社会経済活動の両立を見据えた適切な対策を講ずる。

<健康推進課>

## 第3章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

### 第1節 準備期

#### 1 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、市民、県や他市町村、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、平時から市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

#### 2 所要の対応

##### (1) 感染症に関する情報提供・共有

市は、平時から県等と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、市民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、高齢者や子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。

また、保育施設や学校、職場等の感染拡大の起点となりやすい施設や、高齢者施設等の重症化リスクが高いと考えられる施設については、関係課等と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。その際、学校教育の現場を始め、子どもに対する分かりやすい情報提供・共有を行うことに留意する。

＜秘書広報課、市民協働課、福祉課、長寿課、幼児保育課、健康推進課、  
商工振興課、学校教育課＞

##### (2) 偏見・差別等に関する啓発

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所

属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発する<sup>37</sup>。

＜秘書広報課、健康推進課＞

### (3) 偽・誤情報に関する啓発

市は、偽・誤情報の流布、さらにSNS等によって増幅されるインフォデミック<sup>38</sup>の問題が生じ得ることから、AI（人工知能）技術の進展・普及状況等も踏まえつつ、市民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるように、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行う。

また、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、科学的知見等に基づいた情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

＜秘書広報課、健康推進課＞

### (4) 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

市は、新型インフルエンザ等の発生時に、市民等からの相談に応じるため、国の要請を受けて、コールセンター等を設置する準備を進める。

＜健康推進課＞

---

<sup>37</sup> 特措法第13条第2項

<sup>38</sup> 正確な情報と偽・誤情報が過剰に拡散されることにより、社会に混乱や不安をもたらす現象

## 第2節 初動期

### 1 目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、準備期にあらかじめ定めた方法等により、市民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等について、状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、感染拡大に備えて準備を促す。

### 2 所要の対応

#### (1) 迅速かつ一体的な情報提供・共有

市は、市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、その時点で把握している科学的知見等に基づく新型インフルエンザ等の特性、国内外における発生状況、有効な感染対策等について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

＜秘書広報課、市民協働課、福祉課、長寿課、幼児保育課、健康推進課、  
学校教育課＞

(2) 双方向のコミュニケーションの実施

市は、市民等の感染症危機に対する相談に応じるため、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。

また、コールセンター等に寄せられた質問事項等から、市民等の関心事項等を整理し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努め、県等と情報共有を図る。

<健康推進課>

(3) 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

市は、準備期と同様、引き続き、偏見・差別等や偽・誤情報への対応を行う。

<秘書広報課、健康推進課>

### 第3節 対応期

#### 1 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、市は、市民等の関心事項等を踏まえつつ、感染対策に対する市民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

#### 2 所要の対応

##### (1) 迅速かつ一体的な情報提供・共有

市は、初動期同様、引き続き、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

＜秘書広報課、福祉課、長寿課、幼児保育課、健康推進課、商工振興課、  
学校教育課＞

##### (2) 双方向のコミュニケーション

市は、初動期同様、引き続き、国からの要請を受けて、コールセンター等を継続する。

また、コールセンター等に寄せられた質問事項等から、市民等の関心事項等を整理し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。

＜健康推進課＞

(3) 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

市は、初動期同様、引き続き、偏見・差別等や偽・誤情報への対応を行う。

＜秘書広報課、健康推進課＞

(4) 各時期に応じた対応

ア 封じ込めを念頭に対応する時期

市は、改めて、偏見・差別等が許されないことや感染症対策の妨げにもなること、また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与すること、県が県民等に不要不急の外出や都道府県間の移動等の自粛を求める際には、それらの行動制限が早期の感染拡大防止に必要なものであること、事業者においても速やかな感染拡大防止対策の取組が早期の感染拡大防止に必要であること等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。

＜秘書広報課、健康推進課、商工振興課＞

イ 病原体の性状等に応じて対応する時期

(ア) 病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づく対策の説明

市は、市民等が適切に対応できるよう、その時点で把握している科学的知見等に基づく感染拡大防止措置等について、従前からの変更点や変更理由等を含め、分かりやすく説明を行う。

＜秘書広報課、健康推進課＞

(イ) 子どもや若者、妊産婦、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明

市は、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて対策を実施する理由等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。

その際、特に影響の大きい年齢層に対し、重点的に、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。

<秘書広報課、福祉課、長寿課、幼児保育課、健康推進課、学校教育課>

ウ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

市は、平時への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）について、市民等に対し、丁寧に情報提供・共有を行う。

なお、個人の判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる層がいることが考えられるため、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。

また、順次、広報体制の縮小等を行う。

<秘書広報課、健康推進課>

## 第4章 まん延防止

### 第1節 準備期

#### 1 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護する。

また、有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、市民や事業者の理解促進に取り組む。

#### 2 所要の対応

##### (1) 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

市は、市行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について周知広報を行う。

その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、市民の生命及び健康を保護するためには一人ひとりの感染対策への協力が重要であることや、実践的な訓練等を行うことの必要性について理解促進を図る。

〈秘書広報課、健康推進課〉

##### (2) 感染対策の普及

市、学校等は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、県等が設置する相談センター等に連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

〈幼児保育課、健康推進課、学校教育課〉

(3) まん延防止対策への理解促進

市は県と連携して、まん延防止等重点措置による休業要請、新型インフルエンザ等緊急事態における緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等、新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策への理解促進を図る。

<健康推進課、関係課>

(4) 指定地方公共機関への周知

公共交通機関については、旅客運送を確保するため指定地方公共機関となるものであり、適切な運送を図る観点からは、当該感染症の症状のある者の乗車自粛や、マスク着用等の咳エチケットの徹底、時差出勤や自転車等の活用の呼び掛け等が想定される。市は、その運行に当たっての留意点等について、国の調査研究の結果等を県と連携して指定地方公共機関に周知する。

<市民協働課>

## 第2節 初動期

### 1 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、市内でのまん延防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備を行う。

### 2 所要の対応

市は、市内におけるまん延防止に備え、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

<全課>

### 第3節 対応期

#### 1 目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を保護する。その際、市民生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。

また、緊急事態措置を始めとする対策の効果及び影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、市民生活や社会経済活動への影響の軽減を図る。

#### 2 所要の対応

##### (1) まん延防止対策

市は、国、国立健康危機管理研究機構、県による情報収集・分析やリスク評価及び国や県のまん延防止対策の方針に基づき、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、変異の状況、感染状況及び市民の免疫の獲得の状況等に応じた、適切なまん延防止対策を講ずる。

なお、まん延防止対策を講ずるに際しては、市民生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。

<関係課>

##### (2) 患者や濃厚接触者以外の市民等に対する要請等

###### ア 外出等に係る要請等

市は、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛や、都道府県間の移動自粛要請を行う。

また、必要に応じて、体育館等の多数の者が利用する施設における使用制限又は使用停止等のまん延防止対策を講ずる。

<市民協働課、長寿課、子ども若者支援課、幼児保育課、健康推進課、生涯学習スポーツ課、学校教育課、関係課>

イ 基本的な感染対策に係る要請等

市は、市民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨し、必要に応じ、その徹底を要請する。

＜健康推進課、関係課＞

(3) 各時期に応じた対応

ア 封じ込めを念頭に対応する時期

市は、感染症指定医療機関等の医療資源には限界があること、新型インフルエンザ等の効果的な治療法が確立されていないこと、当該感染症に対する市民の免疫の獲得が不十分であること等を踏まえ、医療のひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を保護するため、人と人との接触機会を減らす等の対応により封じ込めを念頭に対策を講ずる。

＜健康推進課＞

イ 病原体の性状等に応じて対応する時期

市は、国、国立健康危機管理研究機構、県等が行う、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像に関する情報等に基づく分析やリスク評価の結果、国及び県のまん延防止対策の方針に基づき、対応を判断する。

(ア) 病原性及び感染性がいずれも高い場合

り患した場合の重症化等のリスクが非常に高く、また、感染性の高さから感染者数の増加に伴い医療のひっ迫につながることで、大多数の市民の生命及び健康に影響を与えるおそれがあることから、強度の高いまん延防止対策を講ずる。

＜健康推進課＞

(イ) 病原性が高く、感染性が高くない場合

り患した場合の重症化等のリスクが非常に高いが、感染拡大のスピードが比較的緩やかである場合は、市は、基本的には患者や濃厚接触者への対応等を徹底することで感染拡大の防止を目指す。

<健康推進課>

(ウ) 病原性が高くなく、感染性が高い場合

り患した場合の重症化等のリスクは比較的低い、感染拡大のスピードが速い場合、基本的に市は、強度の低いまん延防止対策を実施する。

なお、医療の提供に支障が生じるおそれがある等の場合には、市民等へ更なる感染拡大防止への協力を呼び掛ける。

<健康推進課>

(I) 子どもや若者、高齢者等が感染・重症化しやすい場合

市は、子どもや高齢者、特定の既往症や現病歴を有する者が感染・重症化しやすい傾向がある等の特定のグループに対する感染リスクや重症化リスクが高い場合は、そのグループに対する重点的な感染症対策の実施を検討する。

例えば、子どもが感染・重症化しやすい場合については、学校や保育施設等における対策が子どもに与える影響にも留意しつつ、対策を実施するとともに、保護者や同居者からの感染リスクにも配慮した対策を講ずる。また、子どもの生命及び健康を保護するため、地域の感染状況等に応じて、学級閉鎖や休校等の要請を行う。それでも感染状況が改善せず、子どもの感染リスク及び重症化リスクが高い状態にある場合等においては、学校施設等の使用制限等を講ずることにより、学校等における感染拡大を防止することも検討する。

<福祉課、長寿課、幼児保育課、健康推進課、生涯学習スポーツ課、  
学校教育課>

ウ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

市は、ワクチンや治療薬の開発や普及により、感染拡大に伴うリスクが低下したと認められる場合は、強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、特措法によらない基本的な感染症対策への速やかな移行を検討する。

なお、病原体の変異等により、病原性や感染性が高まる場合には、そのリスクに応じて対策を講ずる。ただし、そのような場合においても、対策の長期化に伴う市民生活や社会経済活動への影響を勘案しつつ検討を行う。

<健康推進課>

エ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

市は、これまでに実施したまん延防止対策の評価を行い、必要に応じ、病原体の変異や次の感染症危機に備えた対策の改善等を行う。

<健康推進課>

(4) 緊急事態措置

市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに特措法に基づく市対策本部を設置する。市内に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

<健康推進課>

## 第5章 ワクチン

### 第1節 準備期

#### 1 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにするため、国及び県の方針を踏まえ、ワクチンの接種体制について、医療機関等とともに、必要な準備を行う。

#### 2 所要の対応

##### (1) 接種体制の構築

市は、新型インフルエンザ等の発生時に、迅速に特定接種又は住民接種の実施が可能となるよう、準備期の段階から、知多市医師団及び知多郡歯科医師会知多班並びに知多市薬剤師会（以下「市医師団等」という。）等と連携し、接種体制の構築に向けた検討を行い、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を行う。

<健康推進課>

##### (2) 特定接種<sup>39</sup>

ア 市は、国の要請を受け、基準に該当する事業者の登録事務のうち、国が示す登録実施要領に従い、周知及び登録申請の受付について、協力する。

<健康推進課>

イ 市は、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できる接種体制を構築する。また、登録事業者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種ができるよう接種体制の構築を要請する。

<健康推進課>

<sup>39</sup> 特措法第28条

(3) 住民接種<sup>40</sup>

予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第3項の規定による予防接種の実施に関し、平時から以下のアからクまでのとおり迅速な予防接種等を実施するための準備を行う。

ア 市は、国及び県の協力を得ながら、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。

<健康推進課>

イ 市は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、市外での接種を可能にするよう取組を進める。

<健康推進課>

ウ 市は、速やかにワクチンを接種できるよう、市医師団等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

<健康推進課>

エ 市は、国が示す接種順位に基づき、接種の準備を進める。

<健康推進課>

---

<sup>40</sup> 特措法第27条の2

オ 市は、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計し、住民接種のシミュレーションを行う。

また、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、関係機関と連携し、これらの者に対する接種体制の準備を検討する。

＜福祉課、長寿課、健康推進課＞

カ 市は、医療従事者の確保について、接種方法<sup>41</sup>や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定する。

なお、接種対象者を1か所に集めて実施する集団的接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、市は、市医師団等の協力を得て、接種体制の構築を図る。

＜健康推進課＞

キ 市は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数を推計するほか、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤（調製）場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討する。

また、調剤（調製）後のワクチン保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮する。

＜健康推進課＞

ク 市は、全国の医療機関と全国の市町村又は都道府県が集合的な契約を結ぶことができるシステムを活用し、パンデミック時に近隣市町村間などが連携

---

<sup>41</sup> 集団的接種又は個別接種

し、広域的な接種体制の構築が可能となるよう努める。

なお、接種対象者の特定や接種勧奨については、市に住民票を有する者へ実施することが基本であることから、日頃からシステムにおける接種対象者等の情報の適切な管理を行う。

<健康推進課>

#### (4) 情報提供・共有

市は、国が発信する情報に基づき、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報についてホームページやSNS等を通じて情報提供・共有を行い、市民等の理解促進を図る。

また、安全性を確保しつつ迅速に接種体制を構築するため、市医師団等の関係機関に対して情報提供・共有をする。

<秘書広報課、健康推進課>

## 第2節 初動期

### 1 目的

準備期から計画した接種体制等を活用し、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を速やかに収集し、速やかな予防接種へとつなげる。

### 2 所要の対応

#### (1) 早期の情報収集・共有

市は、国が示すワクチンの供給量、必要な資材、必要な予算措置等、プレパ  
ンデミックワクチンの使用の可否、パンデミックワクチンの開発・供給状況、  
特定接種の実施の要否並びに住民接種の実施の要否、接種の優先順位の考え方  
及び接種のペースの目安等の情報を、早期に収集・共有する。

<健康推進課>

#### (2) 接種体制の構築

市は、以下(3)、(4)に記載する接種体制の構築を行う。

なお、市は、接種会場において、ワクチン被接種者に重篤な副反応がみられ  
た際に、速やかな治療や搬送等ができるよう、接種会場の物品や救急用品の保  
管場所等について、医療従事者や関係機関等と情報を共有する。

<健康推進課>

#### (3) 特定接種の接種体制の構築

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築す  
る市医師団等の協力を得て、その確保を図る。

<健康推進課>

(4) 住民接種の接種体制の構築

ア 市職員の人員体制の確保

(ア) 市は、接種の準備に当たって、平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、全庁的な実施体制の確保を行う。

＜職員課、健康推進課＞

(イ) 市は、関係課と連携し、介護や障がい等調整を要する施設及びその被接種者数の取りまとめ並びに接種に携わる市医師団等と調整等を行い、予防接種の円滑な推進を図る。

なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。

＜福祉課、長寿課、健康推進課＞

イ 医療従事者の確保

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築する市は、市医師団等の協力を得て、その確保を図る。

＜健康推進課＞

ウ 接種の実施会場の確保

(ア) 市は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、市医師団等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、保健センター等公的な施設等の医療機関以外の会場を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。

＜健康推進課＞

(イ) 市は、国において、企業等における職域接種等が必要と判断された場合には、必要な準備をする。

＜健康推進課＞

(ウ) 市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、関係課及び市医師団等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。

＜福祉課、長寿課、健康推進課＞

## エ 臨時の接種会場について

(ア) 市は、医療機関以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。

なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行うよう努める。

＜デジタル推進課、健康推進課＞

(イ) 市は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合には、医療法に基づき診療所開設の許可申請・届出をする。

また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、地域の実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定する。

＜健康推進課＞

(ウ) 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、例えば、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬

液等が必要であることから、市は、薬剤購入等に関してあらかじめ市医師団等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行う。実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確保するとともに、市医師団等及び消防機関の協力を得ながら、搬送先となる二次医療機関等を選定して、市医師団等や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保する。

<健康推進課、庶務課>

- (I) 市は、救急処置用品の他、消毒用アルコール綿、トレイ、体温計、医療廃棄物容器、手指消毒剤等を用意する。その他必要な物品等は適宜用意する。

市は、感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所について、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じるとともに、その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の基準を遵守する。

<健康推進課>

- (オ) 市は、感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや、予防接種の判断を行うに際し接種の流れが滞ることがないように配慮する。

また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるよう広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能なように準備を行う。

<健康推進課>

### 第3節 対応期

#### 1 目的

市は、国及び県の方針及び構築した接種体制に基づき迅速に接種を実施するとともに、実施状況や実情を踏まえ、関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。また、ワクチン接種後の副反応を疑う症状等についても適切な情報収集を行うとともに、健康被害の迅速な救済に努める。

#### 2 所要の対応

##### (1) 接種体制

市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

<健康推進課>

##### (2) 特定接種

市は、国及び県と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

<健康推進課>

##### (3) 住民接種

ア 市は、国の指示に基づき県と連携して、速やかに接種が受けられるよう接種体制の構築を進める。

<健康推進課>

イ 市は、予約受付体制を構築し、接種を開始する。

また、必要に応じて国及び県に接種に関する情報提供を行う。

<健康推進課>

ウ 市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて公共施設等を活用した医療機関以外の集団接種会場の増設等を検討する。

また、高齢者施設等の入所者等、接種会場に向いての接種が困難な者が接種を受けられるよう、市医師団等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

＜福祉課、長寿課、健康推進課＞

エ 市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

＜健康推進課＞

#### (4) ワクチンの安全性に係る情報の提供

市は、ワクチンの安全性について、国から示される最新の科学的知見等の情報収集に努め、市民へ適切な情報提供を行う。

＜健康推進課＞

#### (5) 健康被害に対する速やかな救済

ア 市は、県と連携し国が実施している予防接種健康被害救済制度の周知を図り、必要に応じて、健康被害が生じた市民に対する迅速な救済に取り組む。

＜健康推進課＞

イ 市は、予防接種健康被害救済制度の申請を受け付けるほか、申請を行おうとする市民からの相談等への対応を適切に行う。

＜健康推進課＞

(6) 情報提供・共有

市は、自らが実施する予防接種に係る情報<sup>42</sup>に加え、国が情報提供する予防接種に係る情報について、市民等へ周知する。

＜秘書広報課、健康推進課＞

---

<sup>42</sup> 接種日程、会場、副反応疑い報告制度、健康被害救済申請の方法等

## 第6章 保健

### 第1節 準備期

#### 1 目的

市は、感染症の発生や地域の医療提供体制に関する情報について、県と連携し、平時から情報収集する体制を構築する。

また、収集した情報を関係者や市民へ共有し、感染症の発生状況と対策に関する共通理解を形成することにより、有事の際の迅速な情報提供・共有と連携の基盤作りを行う。

#### 2 所要の対応

##### (1) 保健所との連携体制の構築

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から県との意見交換等を通じ、連携を強化する。

＜健康推進課＞

##### (2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

ア 市は、感染症情報の共有に当たり、情報の受取手である市民等と可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、市民等が必要とする情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等を整理する。

＜関係課＞

イ 市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について啓発する<sup>43</sup>。

＜関係課＞

ウ 市は、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者に対しても、有事に適時適切に情報共有ができるよう、平時における感染情報の共有においても適切に配慮する。

＜秘書広報課、市民協働課、福祉課、長寿課、幼児保育課、健康推進課、学校教育課＞

---

<sup>43</sup> 特措法第13条第2項

## 第2節 初動期

### 1 目的

初動期は、市民等が不安を感じ始める時期であり、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の国内での発生を想定したリスクコミュニケーションを開始し、地域の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減する。

### 2 所要の対応

市は、国及び県が設置した情報提供・共有のためのホームページ等を市民に周知する等、市民に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向的にコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。

<健康推進課>

### 第3節 対応期

#### 1 目的

市は、新型インフルエンザ等の発生時、市民の生命及び健康を守るため、県と連携し、必要な体制を確保する。

その際、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

#### 2 所要の対応

##### (1) 主な対応業務の実施

###### ア 相談対応

市は、感染者や感染したおそれのある者から相談を受けた場合、県の相談センターの案内や国及び県から共有された情報等に基づき対応し、必要に応じて速やかに発熱外来の受診につなげる。

<健康推進課>

###### イ 健康観察及び生活支援

(ア) 市は、必要に応じて県が実施する健康観察に協力する。

<健康推進課>

(イ) 市は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が、日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。

<健康推進課>

###### ウ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

(ア) 市は、感染が拡大する時期にあつては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等について、市民等の理解を深めるため、市

民等に対し、分かりやすく情報提供・共有を行う。

<健康推進課>

(1) 市は、高齢者、妊産婦、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報発信に当たって配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、近隣市町村と連携の上、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。

<秘書広報課、市民協働課、福祉課、長寿課、幼児保育課、健康推進課、学校教育課>

(2) 感染状況に応じた取組

ア 流行初期

市は、県から応援派遣等の依頼があった場合は、人員の確保等の調整を行う。

<職員課、健康推進課>

イ 流行初期以降

市は、感染症の流行状況や国及び県から示される対応方針に基づき、感染症対策の見直しを適時適切に行う。

<健康推進課>

ウ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

市は、有事の体制の段階的な縮小について検討し、実施する。その際は、市民等に対し、丁寧に情報提供・共有を行う。

<健康推進課>

## 第7章 物資

### 第1節 準備期～初動期

#### 1 目的

感染症対策物資等は、有事において、検疫、医療、検査等を円滑に実施するために不可欠である。そのため、市は、平時から感染症対策物資等の備蓄を推進<sup>44</sup>し、必要な準備を適切に行うことで、有事の際に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

#### 2 所要の対応

##### (1) 感染症対策物資等の備蓄等

ア 市は、市行動計画に基づき、所掌する事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況を確認する<sup>45</sup>。

なお、これらの備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる<sup>46</sup>。

＜防災危機管理課、健康推進課＞

イ 消防機関は、国及び県からの要請を受けて、初動対応において感染者に最初に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

＜庶務課＞

<sup>44</sup> 備蓄等に当たっては使用推奨期限等に留意すること。

<sup>45</sup> 特措法第10条

<sup>46</sup> 特措法第11条

## 第2節 対応期

### 1 目的

感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。市は、県と連携して必要な感染症対策物資等の確保及び備蓄状況の確認を行う。

### 2 所要の対応

#### (1) 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

市は、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認する。

＜防災危機管理課、健康推進課＞

#### (2) 備蓄物資等の供給に関する相互協力

市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、県及び近隣の自治体等の関係機関が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力する。

＜防災危機管理課、健康推進課＞

## 第8章 市民生活及び市民の社会経済活動の安定の確保

### 第1節 準備期

#### 1 目的

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、市民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨し、新型インフルエンザ等の発生時に市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

#### 2 所要の対応

##### (1) 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関等との連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

<関係課>

##### (2) 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者、デジタル機器に不慣れな方及び外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

<デジタル推進課、関係課>

(3) 物資及び資材の備蓄

ア 市は、市行動計画又は業務継続計画に基づき、備蓄している感染症対策物資等のほか、所掌する事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。

なお、これらの備蓄については、災対法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

<関係課>

イ 市は、市民等に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒液等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

<健康推進課>

(4) 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者等への生活支援<sup>47</sup>、搬送、死亡時の対応等について、県及び関係課と連携し、要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。

<関係課>

(5) 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

市は、県と連携し、知多斎場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について把握・検討を行い、市内における火葬を円滑に行うための体制を整備する。

<環境政策課、関係課>

---

<sup>47</sup> 見回り、介護、訪問診療、食事提供等

## 第2節 初動期

### 1 目的

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や市民等に、事業継続のために必要となる対策の準備等を呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

### 2 所要の対応

市は、県を通じての国からの要請を受けて、知多斎場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

＜環境政策課、関係課＞

### 第3節 対応期

#### 1 目的

市は、準備期での対応を基に、市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及びそのまん延防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を実施し、市民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

#### 2 所要の対応

##### (1) 市民生活の安定の確保を対象とした対応

###### ア 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及びそのまん延防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策<sup>48</sup>を講ずる。

＜関係課＞

###### イ 生活支援を要する者への支援

市は、国からの要請を受けて、高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援<sup>49</sup>、搬送、死亡時の対応等を行う。

＜福祉課、長寿課、健康推進課、庶務課＞

###### ウ 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

＜学校教育課＞

<sup>48</sup> 自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、子どもの発達・発育に関する影響への対応等

<sup>49</sup> 見回り、介護、訪問診療、食事の提供等

エ 生活関連物資等の価格の安定等

(ア) 市は、市民生活及び社会経済活動の安定のために物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。

<商工振興課>

(イ) 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

<商工振興課>

(ウ) 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は社会経済活動上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる<sup>50</sup>。

<商工振興課>

オ 埋葬・火葬の特例等

(ア) 市は、県を通じての国からの要請を受けて、可能な限り知多斎場を稼働させる。

<環境政策課>

(イ) 市は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、知多斎場

---

<sup>50</sup> 特措法第59条

の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

＜環境政策課、関係課＞

(2) 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

ア 事業者に対する支援

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民生活及び社会経済活動の安定を図るため、公平性に留意しつつ、当該影響を受けた事業者を支援するために財政上の措置その他の必要な措置を効果的に講ずる。

＜関係課＞

イ 市民生活及び社会経済活動の安定に関する措置

市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活及び社会経済活動の安定のため、以下の必要な措置を講ずる<sup>51</sup>。

(ア) 適切なおみ処理

一般廃棄物の適切な収集運搬及び処分を実施するための措置を講ずる。

＜ごみ対策課＞

(イ) 安定した上下水道の供給

上下水道施設を適正に稼働させ、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

＜下水道課、水道課＞

(3) 市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響を緩和するその他の支援

市は、本章の各支援策のほか、新型インフルエンザ等及びそのまん延防止に関する措置により生じた市民生活及び社会経済活動への影響に対し、必要に応

---

<sup>51</sup> 特措法第52条及び第53条

じた支援を行う。なお、支援策の検討に当たっては、生活基盤が脆弱な者等が特に大きい影響を受けることに留意する。

<関係課>

## 用語集

用語	内容
医療計画	医療法第30条の4第1項の規定に基づき県が定める医療提供体制の確保を図るための計画。
医療措置協定	感染症法第36条の3第1項に規定する県と県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定。
疫学	健康に関連する状態や事象の集団中の分布や決定要因を研究し、かつ、その研究成果を健康問題の予防やコントロールのために適用する学問。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
感染症対策物資等	感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品（薬機法第2条第1項に規定する医薬品）、医療機器（同条第4項に規定する医療機器）、个人防护具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。
季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こすA型又はA型のような毎年の抗原変異が起こらないB型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症。

用語	内容
基本的対処方針	特措法第18条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの
業務継続計画	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
緊急事態宣言	特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
緊急事態措置	特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
健康観察	感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。

用語	内容
国立健康危機管理研究機構	国立健康危機管理研究機構法に基づき、統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、令和7年4月に設立された国立健康危機管理研究機構。国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障がいから個人を守るために作成・考案された防護具。
指定（地方）公共機関	特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
住民接種	特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
新型インフルエンザ等	<p>感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（感染症法第14条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。</p> <p>政府行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階から、本用語を用いる。</p>

用語	内容
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。
双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む国民等が適切に判断・行動することができるよう、国による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。
登録事業者	特措法第28条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延防止をするため、特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第1条に規定するもの。
特定接種	特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。

用語	内容
連携協議会	感染症法第10条の2に規定する主に県と保健所設置市・特別区の連携強化を目的に、管内の保健所設置市や特別区、感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員として、県が設置する組織。
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。
パンデミックワクチン	流行した新型インフルエンザ等による発症・重症化を予防するために開発・製造されるワクチン。
フレイル	身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障がいや死亡を含む健康障がいを招きやすいハイリスク状態を意味する。
プレパンデミックワクチン	<p>将来パンデミックを生じるおそれが高くあらかじめワクチンを備蓄しておくことが望まれるウイルス株を用いて開発・製造するワクチン。</p> <p>新型インフルエンザのプレパンデミックワクチンについては、新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン。</p>

用語	内容
まん延防止等重点措置	<p>特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する県が講ずる措置。</p> <p>例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行うものに対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。</p>
有事	<p>新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。</p>
予防計画	<p>感染症法第10条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。</p>
リスクコミュニケーション	<p>個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。</p>
臨床像	<p>潜伏期間、感染経路、感染性のある期間、症状、合併症等の総称。</p>
ワンヘルス・アプローチ	<p>人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと。</p>

用語	内容
EBPM	エビデンスに基づく政策立案（Evidence-Based Policy Making）の略。①政策目的を明確化させ、②その目的達成のため本当に効果が上がる政策手段は何か等、政策手段と目的の論理的なつながり（ロジック）を明確にし、③このつながりの裏付けとなるようなデータ等のエビデンス（根拠）を可能な限り求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組。
PDCA	Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。
5類感染症	感染症法第6条第6項に規定する感染症。新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日に5類感染症に位置付けられた。





梅香る わたしたちの緑園都市

## 知多市新型インフルエンザ等 対策行動計画

令和8年 月策定

知多市健康文化部健康推進課

〒478-0017 知多市新知字永井2番地の1

電話 0562-54-1300(直通) FAX 0562-55-3838

URL <https://www.city.chita.lg.jp>

E-mail [hokennet@city.chita.lg.jp](mailto:hokennet@city.chita.lg.jp)